

水銀に関する条約と CCFL 照明について

2013年1月13-18日に行なわれた、【国連環境計画（UNEP）】で、水銀汚染防止に向け国際的な水銀規制に関する新条約の条文案が合意されました。

皆さまに於かれましては、今後の蛍光灯やCCFL管も大丈夫なの？と以前からお問い合わせを頂いておりますが、この合意で、水銀を使用するランプに関して「ある一定以上の水銀量を有するもの等についての製造、輸出及び輸入を禁止する」となっており、**通常の蛍光灯やCCFL管は既に一定量未満を順守しており、対象外です。**またCCFL照明自体も対象とはなっておりませんことをご説明させていただきます。

そもそも、この条約は、日本国内で起きた有機水銀による悲劇を発端として、同様な犠牲が更に起きないことを最大の目的としており、一般の放電灯に封入されている無機の水銀についても、いち早く安全性を考えて、規制値を設けております。

ただ、CCFL照明が普及する中、今後CCFL照明としても対象になるのでは？という、ご懸念もあると思いますので、JCLAでは安全性を第一に規格化や規制を自主的に行っていきます。

また、長年の研究で自然光を再現すべく、蛍光体と不活性ガスと水銀で、単色では無い優しい光を奏でることを確立しました。これらの有用な資源を有効に、そして適正な処理・リサイクルすることが、このCCFL照明自体が日本で開花した技術で、日本で確立して、これから世界へ発信していく製品として、JCLA及びメンバーは精進致します。

今後とも よろしくお願い致します。

水銀規制に関する新条約の条文案詳細

以下に該当するランプの製造及び輸出・輸入が、2020年以降禁止となります

(1) 30W以下の一般照明用コンパクト蛍光ランプ（CFL）で、水銀封入量が5 mgを超えるもの

* コンパクト蛍光ランプには電球形蛍光ランプも含まれます。

(2) 一般照明用直管蛍光ランプ（LFL）で、

(a) 60W未満の3波長蛍光体を使用したもので、水銀封入量が5 mgを超えるもの

(b) 40W以下のカルシウムハロ蛍光体を使用したもので、水銀封入量が10 mgを超えるもの

(3) 一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）

* メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプなどは含みません。

(4) 電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプ（CCFL及びEEFL）で、

(a) 長さが500 mm以下の小サイズのもので、水銀封入量が3.5 mgを超えるもの

(b) 長さが500 mmを超え1,500 mm以下の中サイズのもので、水銀封入量が5 mgを超えるもの

(c) 長さが1,500を超える大サイズのもので、水銀封入量が13 mgを超えるもの

注：以上は日本電球工業会ホームページからの引用です

http://www.jelma.or.jp/99news/pdf/20130125UNEP_Suigin.pdf

* 詳細についてのお問い合わせは、下記の通りです。

JCLA事務局 TEL：03-3433-4607